

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年11月17日(2005.11.17)

【公開番号】特開2000-102519(P2000-102519A)

【公開日】平成12年4月11日(2000.4.11)

【出願番号】特願平10-290133

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 5/055

G 0 1 R 33/421

G 0 1 R 33/3815

G 0 1 R 33/385

H 0 1 F 6/00

【F I】

A 6 1 B 5/05 3 3 1

G 0 1 N 24/02 5 4 0 A

G 0 1 N 24/06 5 1 0 C

G 0 1 N 24/06 5 1 0 Y

H 0 1 F 7/22 Z A A A

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月21日(2005.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

均一磁場領域を挟んで対向して配置された一対の磁場発生源と、該磁場発生源を収納する一対の冷却容器と、前記一対の冷却容器同士を接続する少なくとも一つの連結管と、を具備した磁気共鳴イメージング装置において、前記磁場発生源の各々は前記均一磁場の磁場方向に同軸に配置され、超電導特性を有する物質で構成された主コイルとシールドコイルとを有して成り、少なくとも一方の前記冷却容器において、前記シールドコイルを収納する部分の外径と前記主コイルを収納している部分の外径とが異なることを特徴とする磁気共鳴イメージング装置。

【請求項2】

請求項1記載の磁気共鳴イメージング装置において、少なくとも一方の前記冷却容器において、前記シールドコイルを収納する部分の外径が前記主コイルを収納している部分の外径よりも大きいことを特徴とする磁気共鳴イメージング装置。

【請求項3】

請求項1又は2記載の磁気共鳴イメージング装置において、前記一対の冷却容器の一つが、前記シールドコイルを収納する部分の外径と前記主コイルを収納している部分の外径とが略同一であることを特徴とする磁気共鳴イメージング装置。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれかに記載の磁気共鳴イメージング装置において、前記連結管の外形が前記冷却容器の最大径と略一致する様に配置されていることを特徴とする磁気共鳴イメージング装置。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれかに記載の磁気共鳴イメージング装置において、前記冷却容器

毎に、その前記均一磁場領域の反対側に強磁性体部材が配置されていることを特徴とする磁気共鳴イメージング装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、本発明の磁気共鳴イメージング装置は、均一磁場領域を挟んで対向して配置された一対の磁場発生源と、該磁場発生源を収納する一対の冷却容器と、前記一対の冷却容器同士を接続する少なくとも一つの連結管と、を具備し、前記磁場発生源の各々は前記均一磁場の磁場方向に同軸に配置され、超電導特性を有する物質で構成された主コイルとシールドコイルとを有して成り、少なくとも一方の前記冷却容器において前記シールドコイルを収納する部分の外径と前記主コイルを収納している部分の外径とが異なるものである（請求項1）。